

美浦村統合小学校建設委員会 書面協議結果

1 書面協議通知発送日

令和3年1月12日

2 協議方法

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、会議の開催に代えて書面による協議を実施
- ・美浦村統合小学校建設委員会の各委員に対し、書面により協議内容を周知し、回答を依頼

3 協議事項

- (1)「美浦村統合小学校建設委員会検討報告書（案）」について

4 協議結果

＜回答状況＞

委員数 22人

回答数 22人

＜協議結果＞

有効回答数 22人

「承認」と回答した委員数 20人

「不承認」と回答した委員数 2人

「承認」「不承認」への表示なしの委員数 0人

承認多数と認め、意見を参考に協議事項(1)は原案を一部修正のうえ承認といたします。

5 ご意見等

各委員のご意見等及びご意見等に関する事務局の回答を記載します。

区分	ご意見等（原文のとおり掲載します。）	回答
委員	ブレインストーミング等の話し合いも必要だったのかな、又教育現場の先生方の話をもっと聞きたかった。	美浦村統合小学校建設委員会（以下「建設委員会」という。）において、各委員より貴重なご意見をいただいているものと考えております。また、教育現場の先生方からは、今後の統合小学校の教室構成等を精査する段階においてご意見をいただいていたと考えております。

委員	ごくろうさまです。今後５０年以上 続いていくこととなりますので、財政 面等いろいろ厳しい状況ではあると思 いますが、最善の統合小学校、中学校と なればいいと思います。 美浦統合小学校、中学校は、当面全学 年普通学級が３学級規模となるため、 大洗南小・南中学校、鉾田北小・北中学 校との規模の違いによるものについ て、洗い出し、敷地の拡充等を含め検討 する必要がある。 校舎の建設場所については、駐輪場、 体育館北側については、冬季、非常に寒 く、日照、近隣住民の状況、稲敷郡・県 南大会時の会場使用等を考えると検討 する必要がある。	・<u>敷地の拡充等について</u> 美浦村統合小学校建設検討報告書 (案) (以下「報告書 (案)」という。) の３ 検討結果中、統合小学校の設置に関 する基本方針②に「施設配置の關係 により現状の美浦中学校敷地に全て の施設が収まらない場合等は、不足 する部分について近隣に新たな土地の 確保を検討する。」とありますように 適切に検討してまいります。 ・<u>校舎の建設場所について</u> ご意見を踏まえ検討してまいりま す。
委員	建設検討報告書 (案) の９ページ目、 一番最後に記載されている「新たな土 地の確保を検討する。」とありますが、 検討するのではなく必要である施設 が収まらないのであれば、当然、土地 確保をすることをお願いしたい。	報告書 (案) ９ページの「２ 統合小 学校の設置に関する基本方針」②に 「統合小学校を設置する際、施設配置 の關係により現状の美浦中学校敷地 に全ての施設が収まらない場合等は、 不足する部分について 近隣に新たな 土地の確保を検討する。」とあります ように、必要に応じて土地の確保を考 慮してまいります。
委員	美浦村立小学校あり方検討委員会へ の差し戻しを希望 1. あり方検討委員会の適正配置に関 する方針の〈第４条〉にある「村で 教職員を雇用し複式学級にならない よう配慮」と〈付帯意見〉のなか の「令和４年度までに既存小学校 を利用し再編統合、のちに新校舎」 は矛盾した意見である。 2. あり方検討委員会の適正配置に関 する方針の中には、【小中一貫校】 に限定する意見はない。 3. 総合教育会議であがったものは、	ご希望の件についてですが、建設委 員会は、美浦村立小学校あり方検討委 員会 (以下「あり方検討委員会」とい う。) の答申を受けて設立されたもの です。役割としては「新たな小学校の 建設場所等について検討する。」こと に限定されていますので、建設委員会 においてあり方検討委員会の決定事 項について言及することはできない と考えます。 ・<u>１について</u> 答申の〈付帯意見〉は、適正配置に 関する方針 (以下「方針」という。) と

	「建設委員会の審議に提出する原案として承認されたもの」とあるが、【小中一貫校】に関しては建設委員会内で審議した覚えがない。 4. 建設委員会では何を意見しても、「財源がない・時間が無い」と言われる。美浦中敷地内に建設案の既定路線が凄かったですね。 5. あり方検討委員会 答申（案）P13の7で事務局の回答として「基金の積み立てを行い、残りは起債で行うよう計画している。公債費比率も県内では悪い方ではない。」と回答しているが・・・	して決定した事項以外に、統合の時期及びその実施方法について審議した内容を記載したものであり、方針に矛盾するものではないと考えます。 ・2について 小学校・中学校併設型の小中一貫教育については、あり方検討委員会の答申がなされたことを受け、令和元年度の総合教育会議で「統合小学校の目指す方向性」として決定されたものです。 ・3について 小学校・中学校併設型の小中一貫教育については、第1回建設委員会において「統合小学校の教育の目指す方向性」として建設委員会においてご協議いただき委員の皆様からご承認をいただいております。 ・4について 統合小学校の設置場所については「新たな用地を取得して統合小学校を設置する（A案）」及び「美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置する（B案）」並びにこれらに係る建築経費の見通し等の条件を提示し、ご協議いただいたものと認識しております。 ・5について あり方検討委員会答申のとおりと考えます。
委員	村の事業なので承認はしますが、条件はつけさせていただきたいと思えます。美浦村立小学校あり方検討委員会の答申があり、美浦村統合小学校建設委員会が設立され、第4回美浦村統合小学校建設委員会（書面開催）で報告書の承認をする。正直、これだけの大規模な事業、一度造れば数十年間使用する施設。子供達、地域に直結する	第4回の建設委員会は、以下の二つの理由により書面会議で行うこととさせていただきました。一つ目が、第3回の建設委員会において統合小学校の教育の方向性及び統合小学校の設置に関する基本方針について委員の皆様のご意見が集約されたこと。二つ目が、昨年末以降新型コロナウイルス感染症が急速に拡大する状況とな

施設。委員会開催がたった4回、最後が書面開催。これでは突貫すぎると言わざるを得ません。 そのなかでまず、「美浦村統合小学校建設委員会検討報告書(案)」4ページ③その他、『〇委員より、「複式学級になるため急いで校舎を建てなければならない事情もあり、今後コロナの影響で財政的に厳しくなることを考えると中学校の近く、役場周辺に造る方を目指すのが現実的と思う。」との意見があった。』とあります。この文言はすべて削除してください。 答申の4番に「4統合までの間に村内の小学校に複式学級が生じる場合は、村で教職員を雇用し複式学級としないよう配慮する。」とあります。美浦村立小学校あり方検討委員会を含め、今までの議論の中で複式学級ができてしまうことで校舎建設を急かすことは議論のすり替えになってしまいおかしいという結論が出ているはずです。急いで建設するのではなく、時間をかけ妥協をせず、子供達・地域の安心安全を考慮し、よりよいものを形にしていかなければならないと委員会で結論が出ていたはずです。 次に9ページの基本方針、「2統合小学校の設置に関する基本方針」②統合小学校の設置場所の中で、『なお、統合小学校を設置する際、施設配置の関係により現状の美浦中学校敷地に全ての施設が収まらない場合等は、不足する部分について近隣に新たな土地の確保を検討する。』とありますが、これは全体の設計段階のことでしょうか？敷地が不足する等の物理的な問題は、設計段階で十分に確認できるは	り、対面による会議の感染リスクを防止するため、書面での審議をお願いすることといたしました。 報告書(案)4ページの意見につきましては、第1回の建設委員会において、質疑応答以外の統合小学校の設置場所に関する意見として委員からご発言があったものでありますので、削除することは適当ではないと考えます。 複式学級ができてしまうことで校舎建設を急かすことは議論のすり替えになってしまいおかしいとのご意見ですが、あり方検討委員会答申冒頭の「検討委員会設立の経緯」に「児童生徒数の減少によって生じる影響は多岐に及ぶが、本村においても適正規模に満たない、あるいは将来複式学級が生ずるなど、子どもたちのより良い教育環境の創出が求められている。」とありますように、統合小学校は安定的に村立小学校の適正規模を確保するために設置されるものです。答申4番のように「複式学級が生じる場合は、村で教職員を雇用し複式学級としないよう配慮する」としても適正規模が実現されるわけではありません。このため、ご意見のように「妥協をせず、子供達・地域の安心安全を考慮し、よりよいものを形にしていかなければならない」ことは勿論ですが、同時に子供たちのより良い教育を実現していくために速やかに適正規模の確保を実現させることも求められるものと考えます。 土地がどのように不足するか否かについては、基本計画等により統合小学校の設置形態が確定した際に明ら
---	---

	ずです。ですからこの文言も修正していただき、「設計の段階で不足する部分が確認された時点で土地の確保を検討する」に修正してください。 最後に、10ページ(2)統合小学校設置に向けての留意事項について、原案では4項目について記載されています。 ・通学(スクールバス・各家庭からの送迎)について生徒・児童・保護者・近隣住民の安全対策を確保できる施設とする。 ・学童クラブ・児童館・放課後子ども教室については、今まで同様に充実した環境を整えること。 上記2項目についても記載していただきたい。美浦村の義務教育のすべて。子供たちの将来の学び舎です。何も慌てて急ぎ無理やり計画を早めるのではなく、中身についてはじっくり議論して進めていただきたい。	かになるものと考えます。報告書(案)9ページ②中の「新たな土地の確保を検討する」とは、この時点において土地の確保を検討していくことが含まれておりますので、文言の修正には及ばないものと考えます。 報告書(案)の留意事項について、ご意見のとおり通学時等の児童生徒等の安全対策の記載は必要であると考えられるため、「6報告書(案)の修正箇所」のとおり修正いたします。「学童クラブ・児童館・放課後子ども教室」につきましては、美浦村として統合小学校の設置方針が決まったのちに、ご意見を踏まえ統合小学校の開校に間に合うよう具体的な方向性を検討してまいります。
委員	3回参加させていただきましたが、現段階でのお話の内容ですと美浦中学校の敷地内には少し無理があるのではないのでしょうか。美浦中学校敷地内へとこの先も検討するのであればもう少し、安全面や今、出ている課題に対して具体的な改善策を回答して欲しいです。今のまま検討している学校に子供を通わすのは先々、不安でしかありません。他の地域でも子育てを経験しましたが、美浦村へ来てからの子育てはとて素晴らしい環境だと常々、感じています。前回、最後に出ていた児童館の件も具体的な回答が欲しかったです。 小学校入学を機に働くお母さんも増えると思います。預け先もはっきり	これまで3回にわたる建設委員会での議論による合意を踏まえ、報告書(案)9ページにあるように「統合小学校の設置に関する基本方針」を結論付けております。このことについてご心配な面がございとお存じますが、報告書(案)の10ページの留意事項に「小中一貫教育が推進できる学校施設」として「集団を介した活動など豊かな人間関係が築ける学習空間を備えるため、敷地を有効活用し、適切な校舎配置を行って児童・生徒が十分に活動できる場所を確保できるような施設とする。」とあるように、敷地の確保を含めたこれまでの議論で検討された課題及び安全面に対しても解決策を講じてまいりたいと考えております。

	しないのであれば先の生活生計も立てられないので具体的に回答がいただきたいところでもあります。 勉強不足な面もありますがよろしく お願い致します。	児童館につきましては、美浦村として統合小学校の設置方針が決まったのちに、ご意見を踏まえ統合小学校の開校に間に合うよう具体的な方向性を検討してまいります。
委員	・美浦中周辺は、現在の小学校周辺に比べると交通量が多いように見受けられます。徒歩で通学する児童がくれぐれも危険のない様、通学路の確保をお願いしたいと思います。 ・児童館を利用する親御さん方にも不便のない様に、敷地を不自由なく活用できる様に余裕をもって考えて頂きたいと思います。	統合小学校が設置された際には、児童が安全に徒歩で通学できるように通学路を確保してまいります。 児童館につきましては、美浦村として統合小学校の設置方針が決まったのちに、ご意見を踏まえ統合小学校の開校に間に合うよう具体的な方向性を検討してまいります。

6 「美浦村統合小学校建設委員会検討報告書（案）」の修正箇所

各委員のご意見を参考に下記新旧対照表のとおり報告書（案）の修正を行います。

現行	改正後
（２）統合小学校設置に向けて の留意事項 1 小中一貫教育が推進できる学校施設 集団を介した活動など豊かな人間関係が築ける学習空間を備えるため、敷地を有効活用し、適切な校舎配置を行って児童・生徒が十分に活動できる場所を確保できるような施設とする。 _____ 2 略 3 略 4 地域の公共施設、生涯学習の場としての学校施設 地域の防災拠点及び地域コミュニティの場としての役割を果たす施設とする _____	（２）統合小学校設置に向けて の留意事項 1 小中一貫教育が推進できる学校施設 集団を介した活動など豊かな人間関係が築ける学習空間を備えるため、敷地を有効活用し、適切な校舎配置を行って児童・生徒が十分に活動できる場所を確保できるような施設とする。<u>また、児童生徒の登下校時の安全については十分な対策を講じる。</u> 2 略 3 略 4 地域の公共施設 _____ の場としての学校施設 地域の防災拠点及び地域コミュニティの場としての役割を果たす施設とする<u>ため、近隣の環境についても十分に配慮を行う。</u>